

東日本大震災対策特別委員会会議録

平成30年11月14日（水曜日）

出席議員（1名） 議長 三浦 清人 君

出席委員（15名）

委員長	山内 昇一 君	
副委員長	後藤 伸太郎 君	
委員	須藤 清孝 君	倉橋 誠司 君
	佐藤 雄一 君	千葉 伸孝 君
	佐藤 正明 君	及川 幸子 君
	村岡 賢一 君	今野 雄紀 君
	高橋 兼次 君	星 喜美男 君
	菅原 辰雄 君	山内 孝樹 君
	後藤 清喜 君	

欠席委員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

建設課長	三浦 孝君
建設課技術補佐兼 建設総務係長兼 公営住宅管理係長	阿部 彰君
農林水産課長	千葉 啓君
農林水産課主幹兼 農林業振興係長	工藤 明広君

事務局職員出席者

事務局 局長 三浦 浩

總務係長
兼議事調查係長

小野 寛和

午後2時00分 開会

○委員長（山内昇一君） それでは定刻に近いんですが、皆さんおそろいですので、始めさせてよろしいですか。

ただいま、東日本大震災対策特別委員会を開催いたします。

ただいまの出席委員数は15人であります。定足数に達しておりますので、これより東日本大震災対策特別委員会を開催いたします。

なお、傍聴の申し出があり、これを許可しております。

初めに、私から一言挨拶を申し上げます。

立冬も過ぎました。きょうは午前中から消防防災調査特別委員会ですか、開催されまして、今まで皆さん大変お疲れだったと思いますが、これからさらに東日本大震災対策特別委員会開催となるわけですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

先月、10月25、6ですか、政府中央要望ということで当委員会の活動として首相官邸、あるいは財務省、そして国土交通省と復興庁ですか、4カ所皆さんには本当にご協力いただきまして無事と申しますかしっかりと要望活動していただきまして、本当にありがとうございました。きょうはご案内のとおり、町民からの要望であります2つの問題について建設課長さん初め補佐さんにもおいでをいただいておりますので、説明をしていただき、審議をしていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

さて、本日の特別委員会は1件目として災害公営住宅での修繕を要する箇所について、提出された要望書に基づいて現地を確認しました箇所の対応状況を確認するため、また2件目として放射能物質汚染牧草の処理事業について9月定例会の中で当初計画していた内容を見直すため一度立ちどまり、改めて検討するという答弁がございましたが、その検討状況を確認するため開催するものであります。

まず、本日の進め方ですが、1件目、2件目、いずれの調査事項についても担当課からの説明を受けた後、委員より質疑を受けたいと思ひます。その後、当局にご退席をいただいた後、両調査事項の今後の進め方についてご意見を伺いたいと思ひます。なお、本日は調査事項が2件ございますことから、調査事項の都度、当局の説明にご退席いただくことと思ひます。このように取り進めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山内昇一君） 異議なしと認めます。それでは、そのように進めさせていただきます。

災害公営住宅での修繕を要する箇所についてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。建設課長、お願いします。

○建設課長（三浦 孝君） 大変ご苦労さまでございます。私のほうから前回の現地調査以後の状況についてご説明をさせていただきたいと思っております。

お配りしている1枚物の資料をごらんになっていただきたいと思います。議会のほうに文書で要望書ということで出された項目が11項目ございます。それ以外に、口頭ではございますけれども6項目ほどそれぞれ入居者の皆様からご要望をいただいているという状況で、合わせまして17項目について今回対応をさせていただいております。

要望いただいたものにつきましては、全て対応済みということで、記載のとおりでございます。8月上旬から9月下旬にかけて全ての部分について、それぞれ対応をさせていただいたということで記載をさせていただいております。

それから、これ以外に各入居者の皆様にそれぞれアンケートをとらせていただいております。各個室について、何かふぐあいがあるかどうかアンケートを出させていただいたところ、12件のそういう苦情といいますかそういうご要望がございました。これにつきましてもそれぞれ点検で終了したもの、それから一部手直しをさせていただいたもの等々がございましたが、これにつきましても現在までに全て対応済みという状況でございます。今回は柘沢住宅ということでご要望いただきながら対応させていただいておりますけれども、基本的にまだ引き渡しから2年出ていない住宅がまだございますので、引き続き2年後の瑕疵検査を通じながら引き渡しを受けた建物が異常がないかどうかしっかり点検をさせていただきたいと思っておりますし、また日常的に担当のほうには入居者の皆様からいろいろなふぐあいについてのご要望をいただいております。いずれ、経年劣化等の部分もございますが、それ以外につきましてはそれぞれ施工された業者の皆様にご協力をいただきながら対応しているところでございますので、今後ともよろしくお願い申し上げたいと思っております。

以上で説明とさせていただきます。

○委員長（山内昇一君） 担当課長による説明が終了しましたので、これより質疑を受けさせていただきます。

質疑ある方、お願いします。及川委員。

○及川幸子委員 それでは何点か、この内容を見ますと4番目の樹木の管理が難しいということ、樹木だけではなく維持管理が難しいという当時のお話でした。ここは公社委託の除草業務の中で行うこととするということになっていましたけれども、これは公社のほうでその業務が

あるのでその中をお願いするというので、改めてこのことはお金がかからないと思います。その辺の確認と、除草だけではなく公社は今後こういう除草作業だけではなく管理だとかということも含めてどこまでこういう公社がやるのか、その辺をお伺いします。

それから洗面台に9番の洗面台にひび割れ当初からあったとありますけれども、これは内容を見ますと住宅造作点検確認書を探したが見つからなかったという経緯ですけれども、探さないからこれを洗面台を交換しないのかそのままずっとしておくのか。この辺、ご答弁お願いいたします。

○委員長（山内昇一君） それでは、建設課長。お願いします。

○建設課長（三浦 孝君） まずもって、2点ございますので最初の樹木の管理でございますけれども、現在の契約の中には実は入って、正確には一部入っておりますけれども、全てのものが入っているわけではございません。基本的には、当然低い低木、低木については特に余り技術も要らないですし道具も要らないということで、ここは入ってございません。あくまで高木の部分、これも実施した場合に精算をするということになってございますので、今委員おっしゃるように樹木全て、それから芝生の管理も全てということになるとこれは変更契約をして実費を町のほうで負担をするということになるかと思っております。

それから9番の②でございますけれども、点検書がなかった。まずもって引き渡しを受けるときにそこに問題がなかったかどうか当然引き渡しを受ける段階での点検、それから入居したときにご本人様から何かふぐあいございませんかという書類をいただいております。その中にふぐあいがあったという記載がなかったという内容でございますので、基本的にはその後に何らかの使用上の問題なのかその製品の品質がどうだったのかなかなか難しいところでございますが、その後に発生をしたのであろうというふうに考えられてございます。その辺についてはなかなか我々も捜査権がないものですから、どちらを信用するかという状況でございます。

○委員長（山内昇一君） 及川委員。

○及川幸子委員 今の説明ですと、低木はいいんだけど要するに草木はいいんだけど大きいのはさみとかそういうものを使うようになれば公社ではできない。できてもそこは料金がかかるようになるという解釈でよろしいですか。そういう説明のように今伺いましたけれども、今の契約でこれは賄えるということですか。この柘沢の場合はどうなんですかということを知っている。別途請求ということですね。今の契約範囲でこの部分は難しくなるのか、新たにあの場所を見て説明はこここうしてくださいと言われたの課長も知っているはずで。言われたことをやるにはこの委託契約の中で済むのかどうかということですか。

○委員長（山内昇一君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 今、仮の数字で約20万円ほど入れ込んで契約をしております。枳沢だけではなく、その他全ての住宅において高木の手入れを想定した金額でございます。ですので、枳沢だけで芝生も1回限り、それからサツキ、ツツジでは今逆に言うと剪定をする次期ではございませんので、今はもう時間切れで本年度はできないということになりますので、次年度以降その辺をどうするか。それで、これは枳沢だけの問題ではなく、であれば全ての住宅をそういうふうにしなければならないので大変なお金が多分かかるんだろうなと思っております。そこはある意味慎重にならざるを得ないなど。多分100万円、200万円ではなくその上の数字が一つふえてきますので、そこをどう対応するか、それは予算の審議の中でまた議論させていただければと思っております。特に芝生なんですけれども、芝生というと何か草と雑草と同じような取り扱いという形でよくとられるんですが、実はそうではなく、もし1町歩の芝生があれば1町歩の田んぼを作付しているというぐらい手間暇がかかるという状況でございます。芝生の成長点というのが先端から3分の1以上にありますので、一度に半分に切ることができない、刈ることができないんです。10センチメートルになったから3センチメートルまで切りましょうという作業はできなくて、10センチメートル伸びたら3センチメートルしか切れないんです。また、しばらくして間を置いて伸びたところにそこからまた6センチメートルに落とすということをしなければならないので、結構夏場の間は小まめに芝を刈っていくという作業になりますので、これを全て委託に回すということになりますと、多分一般に草刈りの代金といえますか金額というのではなく、もう少し割り増しの金額がかかるんだろうというふうに考えられますので、ここは慎重にやらざるを得ないというふうに今捉えております。

○委員長（山内昇一君） 及川委員。

○及川幸子委員 この20万円という額が出ましたけれども、先日6,000万円の委託料を公社に払って徴収から管理を任せているわけですがけれども、その中の雑草業務という部分なんですか。6,000万円のうちのそれなのか。あとそれが一つと、それからもう1点は復興住宅は自治会長さんがいても無報酬でやっております。片や、行政区は区長報酬が出ております。それを公平を欠かないために以前私は区長さん扱いに自治会長さんにも報酬を出したほうがいいのではないかという意見を出したんですけれども、それは実施されないで今現在に来ていますが、何百戸という戸数の住宅ができて、維持管理ということをお願いしていてもそこに会長さん、自治会の組織が立ち上がっても経費、それから労力というものは区長さん並みにかかってくる、同じだと思うんです。今後こういうことにまたお金をかけて芝刈りだ何だと負

担がかるのであれば、むしろ行政区長さんと同じように報酬をやってその人たちに管理までは任せたほうがいいのかと思わなうかと思わうんですけれども、その辺、今後の課題と思わうんですけれども、どのようにお考えでしょうか。

○委員長（山内昇一君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 柘沢については、ご高齢であってそういう作業がなかなかできないということでのご要望でございました。

区長さんに手当を出せば高齢で云々かんぬんというのが解消するかどうか甚だ疑問がございます。それから6,000万円のうちの20万円が入っているということですので、当然超えれば変更ということになりますし、区長さん並みの手当ということになりますと、これはなかなか建設課だけの話ではなく、もう少し広く考えざるを得ないので、ここでご返事することはなかなか私の立場とすればできない状況でございます。

それから災害公営住宅イコール行政区という団地もございますので、当然自治会の会長さんと行政区の区長さん、なかなか責任の度合い、それから仕事量も違う等がございますので一概には多分言えないんだろうなと思わうので、そこは総務を含めて協議が必要だというふうに考えてございます。

○委員長（山内昇一君） 及川委員。

○及川幸子委員 柘沢住宅に入っている人たちは全て高齢でなく若い人たちもいます。だから、そういう言い方ではなくそういうふうな団地の人たちみんなで問題を共有していけば若い人たちは作業できる。年とった人はできないけれども、そういう巻き込んで町民を巻き込んでやればできないはずがないわけです。だから、どうしたらできるかということを考えてもらいたいと思わう。6,000万円の内訳ですけれども、先日聞いたら2,300万円が人件費と伺いました。そのほかのものも具体的に資料として出していただきたいんですけれども、できますでしょうか。委託契約のその6,000万円の内訳です。

○委員長（山内昇一君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 順序逆で大変申しわけないんですが、資料はこの間お出しした、内訳も含めてお出しをさせていただきますので。内容に金額も載っているもの、内訳もということでしたので、前回の議会の中でご提出をさせていただいている、私の勘違いでなければ出してさせていただきます。内訳も含めてお出ししたはずでございますので。私ども確認をしてみますけれども、多分出しているものと記憶させていただきます。

それから、済みません、こだわるわけではないんですけれども、ご要望いただいた内容がそ

ういうふうな理由として載っていたものですから、そのままお答えをさせていただきます。以上でございます。

○委員長（山内昇一君） 及川委員、よろしいですか。

ほかに。倉橋委員。

○倉橋誠司委員 2点ほどお伺いしたいんですが、3番の水道栓の1本化というところで、町として検討中だと。まだ、対応はしていないということですが、メーター器内で20ミリメートルから13ミリメートルへ変更はどうかと、これ具体的によくわからないんですけども、径か、多分径だと思うんですけども、13ミリメートル、小さくすることによって何かメリットがあるのかどうか。これはどれぐらいの規模の作業になるのか。水道栓を1つかえるだけなのか、あるいは配管まで含めて大規模な修繕になるのか。その辺をもうちょっと具体的に教えていただきたいのが1つ目です。

2点目がアンケートをされて12件の要望があった。一部は手直しがあった。手直した部分、どんな具体的にどういった手直しをしたのか。その手直しに対して町のほうで費用負担があったのかなかったのか。お聞かせいただきたいと思います。

○委員長（山内昇一君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 住宅にある共用の水道が1栓、蛇口が1個ございます、外部に。多分いろいろなお使い方をして、もしかすると洗車に使ったり多分多様な使い方をすると結果として水道料金が自治会としてなかなか厳しいというお話でございます。それで、現在20ミリメートルですけども、それを13ミリメートルにすることによって水道の基本料金が若干お安くなるというので、そうすれば幾らかでもご負担が減るのではないかと。当然、パイプの径が小さくなりますので水の出も若干違ってきますので、そうすると同じ時間使っても少し使用料の軽減につながるだろうというご判断をさせていただいています。ただ、これは自治会のほうのご了解をいただかないと私の勝手に、それでいいかどうかやらないとなかなか難しいところがございますので、今検討中という表現をさせていただいてございます。工事のほうはメーターボックス内の作業で済みますので、方針さえしっかりご納得いただいて合意できればさほど大きな問題ではないと考えてございます。

それから、アンケートの件で何点かお話を申し上げますと、かもいが下がり気味である、それから雨どいが外れている状況がございます、網戸が外れている、玄関ドアのクローザーがふぐあいがございますという内容でございましたので、それについては施工した業者のほうに部分調整の範囲だろうということでそれぞれさせていただいているところでございます。

○委員長（山内昇一君） よろしいですか。

はい、次。及川委員。

○及川幸子委員 今柘沢住宅ですけれども、沼田の住宅のひび割れ、外壁のひび割れがあるんですけれども、その辺はどの程度業者に告知してあるのか。修理をしたのか。今後の対策をお伺いいたします。

○委員長（山内昇一君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 東の団地についての亀裂でございますけれども、前の特別委員会でもお話ししたとおり、亀裂に関しては原因をある程度特定をしないと逆に悪いほうに働く可能性がございますので、それぞれ原因を推定をさせていただきまして、その対応という工事ということで考えてございます。それで、近々にといいますかもう既に、もしかすると入居者の皆さんには手元に届いているかもしれませんが、今月からその補修工事を始めますというチラシを毎戸に配っているという状況でございます。

○委員長（山内昇一君） 及川委員。

○及川幸子委員 柘沢住宅については戸障子のふぐあいということは地盤が弱い部分があるので、それは今後とも引き続きあるのかなと推定されますので、その辺は今後とも対応、業者のほうにもよろしくお願ひいたします。

○委員長（山内昇一君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 原因はどうあれ、ある意味大家でございますので、建物のふぐあいについては引き続き対応させていただきたいと考えてございます。

○委員長（山内昇一君） ほかに。今野委員。

○今野雄紀委員 今野です。何点か伺いたいと思います。修繕の対応ということで立派に対応したんだとこの報告書が出ていると思うんですけれども、そこで1点伺いたいのは、対応者、ダイワハウス、町とありますけれども、町でこれまで対応してきた中でお金というか費用、予算かかったのかどうか。その点、伺いたいと思います。

○委員長（山内昇一君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） お金の出どころでございますけれども、まずもって4番については当然公社にやらせればお金が発生をするんだろうと考えてございます。それから下段の16番につきましては、塗装の剥がれといいますか当然時間がたっていますし、場所については風雪にさらされる場所でございますので、単純に塗装の塗り直しということで業者名も記載してございますが、そこに補修といいますか塗装のし直しをお願いしてございますので費用は発生して

ございます。それから17番につきましても似たような状況で、修理の工事を施工しましたダイワハウスに発注をしているという状況です。

○委員長（山内昇一君） 今野委員。

○今野雄紀委員 町で対応した部分ということで今説明ありましたがけれども、大体幾らぐらいかかったのか、もしおわかりでしたら。あと、対応者、メーカーになっている部分はこれはほとんど費用というかかかっていないのかかかっているのか、伺いたいと思います。

○委員長（山内昇一君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 正確な書類を持ってきていないのでざくっとした話で申し上げますと、多分課長の専決処分以内でございますので16、17につきましては30万円以下ということでございます。それから、ダイワハウスとなっている部分につきましてはある意味と申しますかここは協議したところなんですけれども、2年の瑕疵期間は過ぎてございますけれども、そこでお互いに確認事項されていなかったという部分がありますので、お互いにある意味過失がございましたので過失相殺という意味を込めまして、それぞれ無償でお願いをしているという状況でございます。

○委員長（山内昇一君） 今野委員。

○今野雄紀委員 今費用に関しては30万円以下ということでわかりました。そこで最後に1点伺いたいのは、こういった問題を対応し、その住居者の皆さんは喜ばれていたかどうか。そういった感触だけ伺って終わりたいと思います。

○委員長（山内昇一君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 住宅に限らず、大変言いにくいんですが、ご要望いただいてその後対応、対応のレベルも多分あるかと思うんですが、した場合によかったよかったというお話をいただくのは1～2%でございまして、何もその後ないということは多分満足しているんだろうというふうに考えてございます。

○委員長（山内昇一君） よろしいですか。

ほかに。（「なし」の声あり） ないようですので、なければ質疑を終了し、次の調査事項に移りたいと思います。

本調査事項に係る当局の説明員については、退席していただきます。

ここで暫時休憩といたします。再開は2時40分です。

暫時休憩ということで、今担当者がかわるうち、ちょっとお待ちください。

午後2時30分 休憩

午後 2 時 3 2 分 再開

○委員長（山内昇一君） それでは、再開いたします。

次に、放射性物質汚染牧草の処理事業についてを議題といたします。

担当課長による説明を求めます。農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） それでは、お手元に配付しております放射性汚染廃棄物処理経過についてという資料をご用意いただきます。

1 ページからこれまでの保管量及び廃棄物の処理経過につきまして、1 ページ目で記載しております。本町では平成28年8月に実施した現地調査において、利用を自粛した牧草、ほだ木、現状で498.2トンございます。事故後、7年が経過した現在においても各生産者の自宅周辺敷地及び生産圃場等に一時的に保管している状況であるというふうなことでございます。保管している状況が一番最初の丸に記載されております牧草、ほだ木、ロット数30、合計498.2トンというところでございます。

廃棄物処理経過につきましては、その次の丸に記載しているとおりでございます。全部は読み上げませんが、かいつまんで処理経過につきましてご説明申し上げますけれども、平成28年8月3日に汚染牧草の濃度を再測定ということで、宮城県が実施しております。ずっと来まして、真ん中ら辺、29年、昨年7月15日に市町村長会議がございまして、処理につきましては自分の圏域で処理しなさいというふうな合意があったというところでございます。30年2月、昨年度の2月2日、汚染廃棄物牧草・稲わらに関する農家説明会、入谷公民館、役場、戸倉公民館、それぞれ2月2日から2月20日までの期間内に説明を行って、その間、委託業務、みやぎ農業公社と委託業務を締結いたしまして大盤平に処理するというふうな方向の中で、先行処理するという中で準備を進めて水質検査等を進めていたところでございますけれども、下のほうに書いてありますように、30年9月18日から9月21日の間で汚染牧草のすき込みを予定していたところ、中止をしたというふうな現状の処理経過でございます。

続きまして、2 ページ目をお開き願います。先ほど説明いたしました大盤平での汚染牧草のすき込みの実証実験、これの中止を受けて今後の処理方針という中で、2 ページに記載してありますように汚染牧草の保管農家16農家ございますけれども、それを1軒1軒訪問して保管状況及び今後の処理方法について幅広く全農家の意見を伺ったところでございます。総体的には全農家が保管を今後継続して保管する部分に関しましてはやむを得ないだろうというふうな意見を得たというふうなところでございます。以下、ごらんのように次のような意見が出されま

したということで、それぞれお聞きした内容でその他の意見ということで記載の部分をこちらで記録したというふうな内容がこの二重丸で書かれた意見でございます。

冒頭申し上げましたとおり、震災から長期間経過した現在でも対処方法がない状況では継続保管はやむを得ないというふうな部分、あとは例えば方法として堆肥化するというふうなことになった場合でも、全ての農家が機械を持っているということではないので、何らかの町がリースするとか、あとは農業公社がやるとかというふうな部分での対応というのが必要になるだろうというふうなところです。

あとは、震災から7年以上経過しているということもあって、保管している牧草のロール、その老朽化というふうな部分もあるというふうな中で、なかなか保管状況によってロールが破れて腐っているというふうな状況もございますし、そういった中で個々農家の保存状況が難しくてなかなか一元的な処理というのが今後も難しくなるかなというふうな印象を受けたというふうなところでございます。あと、例えば方法として堆肥化というふうな部分、あとはその場でのすき込みというふうなことも考えられるんですけども、各農家の保管場所、あとはそういった処理方法によっては地盤の部分で、真ん中辺に書いておりますけれども、農地がかたくて石が浅いところにあって機械の歯が折れてしまうというふうな中でそういうことも非常に難しいのではないかと。あとは、ロールのひもを全てとる作業というのはかなりの労力が必要であるというふうな意見も出ているというふうなところでございます。全部読むまではいたしませんけれども、さまざまなごらんのような各農家、意見が出たというふうなところでございます。

参考として3ページに同時に保管しております汚染ほだ木の状況についても記載をしております。現在使用できなくなったほだ木、これに関しては1ページ目に記載しておりますけれども、100ベクレル以下のほだ木ですけれども、207トンほどございます。ほだ木農家全部回ったわけではございませんけれども、代表的な保管多い農家のほうに保管状況を聞いたんですけども、現状ほだ木栽培に影響のある場所に保管しているわけではない、このまま継続保管しても問題はないというところがございます。ただ、ほだ木、朽ち果ててぼろぼろになっているというふうな状況の中で、保管場所を移して林地還元というのもそれもちよっと難しい。このまま現在の保管場所で林地還元してもよいのではないかとというふうな意見もあったというふうなところでございます。

資料に関しましての説明は以上でございます。

○委員長（山内昇一君） 担当課長による説明が終了しましたので、これから質疑を受けたいと

思います。どうぞ。千葉委員。

- 千葉伸孝委員 課長に何点かお聞きしたいと思います。すき込みの作業が、基本的に中止になったということは町のほうからは説明がなかったような気がして、報道でちょっと見たんですけども、ちょっとその経緯がわかっただらお願いします。

あと、30年2月20日と30年3月9日、牧草の稲わらとかその辺をみやぎ農業公社、ここに委託が決定していた。あとは、その下にほだ木のほうは本吉郡の森林組合にすき込みのための委託をここで決定しているとは思うんですけども、そのときにその積算というのは行われて入札だったのか。その辺をお聞かせください。

あとは、酪農農家の町からの調査の中で自分で汚染稲わらとか牧草を自分で埋めてもいいようなこの相談内容にはありますが、それに関して地区民、地区の住民から反発とか懸念があるということでこの中には記入されていますが、その辺、地域民の了解が得たら自分の土地で堆肥として埋めても問題ないのか。そして、またこの汚染稲わらに関しては結局そういったことを自分でしても最終的にはここにこうしましたという報告をしなければならないのか。その辺、何点かありましたけれども、その辺、お聞かせください。

- 委員長（山内昇一君） 農林水産課長。

- 農林水産課長（千葉 啓君） 大盤平への汚染牧草のすき込みの中止の報道がなかったというふうな部分でございます。このすき込みの中止につきましては、前回の9月定例会の直前に中止というふうな部分が決まったというふうなことで、報告のほうは地区住民には報告というのは議会中というふうなこともあってできなかったというふうな部分の中で、最初に町長のほうから議会への説明というふうなことになったのかなというふうなところでございます。農業公社への業務締結につきましては、汚染牧草の処理委託の業務締結を結んでいたところなんですけれども、それに関しては昨年度には実施はできなかったというふうなところで、繰り越しの処理をしているというところです。ほだ木の部分に関しましては、これは先行処理のところで林地還元というふうな部分は本吉町の森林組合と契約を履行しているというふうな、で蛇王林道のほうにすき込みをしているというふうな状況でございます。

酪農家、入谷町内の汚染牧草を保管している農家のほうに意見を聞いた中では、確かに委員お話しされたように地域住民の苦情というふうな発言ではなかったんですけども、地域住民の目があるというふうな中で、汚染牧草でない牧草を処理していても汚染牧草を処理しているのではないかというふうな話が農家のほうにあって、非常に保管している農家につきましてはそういう目があって非常に困るというふうな意見はいただいているところでございます。た

だ、自分の農地で処理してもいいというふうな意見もあるのも事実でございます。ただ、その際は当然周辺住民の意見は聞かなければならないし、現状でそのような処理にすると決まったわけではないので、もうしばらく保管のほうをお願いしたいというふうなことを話しておりますし、恐らくそのような自分内で処理するというふうなことを決定した、もしもそういう場合には当然継続的な地下水及び土壌等の検査というのは当然必要な処置はしなければならないというふうには考えております。

○委員長（山内昇一君） 千葉委員。

○千葉伸孝委員 課長、堆肥化で自分の土地に汚染牧草を埋める場合に、県とかのほうに報告とかはしなくていけないのか。あと、水とかそういった大気汚染に関しても調査をしなければならない。その辺、もう一回お聞かせください。

あと、最終的には同僚議員が議会の中で大盤平にすき込み、その辺に関してはいっぱい町長のほうに注文をつけてどうなんだ、水源は大丈夫なんだ、大丈夫なのか。今回この中止となったのは水源、町内の水の供給、その影響とかそういった分でこの部分が中止になったのか。その辺をお聞かせください。

あと、農業公社と本吉の森林組合、その辺は山林に埋め込むというような形でほだ木のほうは考えていて、あと、汚染牧草は大盤平というような考えだとは思いますが、このぐらい準備に時間を要して、最終的にできなかったというそれは地域住民とか、それとも町のすき込みに対する考えが周りから批判されて今回このような結果になったのか。その辺、お聞かせください。

○委員長（山内昇一君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） まず、自分で処理するというふうなことが、例えば町としてそういった処理方法がいいですよ、また県でも問題ないよというふうな部分になった場合には、県には報告する予定でございます。そういうことも必要、報告は必要であるというふうに考えておりますし、先ほど申し上げましたように、その際は土壌、水の検査というのは継続的にやる必要があるというふうに考えております。

あとは、順番前後になるかもしれませんが、中止になった経緯等につきましては水源への影響なのかというふうな話でございましたけれども、それも含めて地域住民からの反対意見が強くなったというふうなことであるというふうなところでございます。

あと、ほだ木の林地還元というのはこれからのほだ木の部分に関しましては、資料にもあるとおり、100ベクレル以下というふうな非常に低い値ということもございまして、現状では逆

に各農家集める中で飛散して、さっき説明あったように、もう腐っている状況ですので、現状の保管している場所にそのまま林地還元というふうな方法が現実的なのかなというふうな、今の現状ではそういう考えでございます。

○委員長（山内昇一君） 千葉委員。

○千葉伸孝委員 ほだ木に関しては、年々どうしても木なので朽ちていく。それを散らばったものをまたまとめるとかという農家の負担がいっぱいかかると思います。その辺は判断を早急に決めて、どうするかということで進めないとははいけないと思います。ただ、農家の人たちは、例えば土地がないとか作業するのに大変だとかそういった苦情がないというのは本当に町にとってはありがたいことで、町がどんなふうにもこの汚染牧草、ほだ木に関しての決定をいつするか、それを待っているんだと思うんです。その辺は町のほうでも関係機関と相談して早目の方向性を決定する事業なのかなと私は思います。農家の方は本当に理解あると思います。当初は住民懇談会の中でいろいろ注文を受けました。しかしながら、私どものところには、私のところですね。そこには住民の方からは苦情来ていないんですけれども、とりあえず町には直接農林課は担当課ですのでその辺は来ていると思いますので、その辺も農家の人たちが安心してきえるような答え、そして将来に不安を持たないような答えをぜひ町のほうでは対応をその辺をお願いしたいと思います。

○委員長（山内昇一君） 農林振興係長。

○農林業振興係長（工藤明広君） 振興係長、工藤といいます。よろしく申し上げます。

今のお話の中で、若干お話をさせていただければと思います。今のお話の中で宮城県内の処理、皆さんご存じのように、各圏域において処理が本格的に進んでおります。きょう、きのうでしたか、石巻市が県内で本格すき込みを開始した。そして黒川地域広域行政事務組合、そして仙南地域広域行政事務組合、大崎のほうもそうですけれども、今試験焼却という形にしております。隣接する市町の部分等では8,000ベクレル以下の一般廃棄物の部分について焼却処理をしまして400ベクレル以下に低減化をした中で、その焼却灰を最終処分場へ埋設するというような進め方になっております。当町の焼却施設については、現在稼働しておりませんので、一般ごみを気仙沼市に持って行って処理をお願いしているという現実がございます。その焼却灰については県外に持ち出して埋設していただくという当町の事情がございまして、当町で焼却できないとなれば、最良の方法としてはすき込み以外にしかないだろうというところで、ごらんいただいているように400ベクレル以下の汚染牧草がほとんどでございますので、この400ベクレル以下の牧草というのは国のほうの基準で施用しても問題のない数値というところでご

ざいます。なので、皆さんのベクレルちょっとでもあるとという不安が先行しておりますが、町のほうではこの400ベクレル以下の牧草の処理については何ら問題ないとは考えておりますが、皆さんのご理解をいただきながら進めないといけないとも思っております。その中で400ベクレル以下の部分、各農家さんのご相談等もさせていただきましたので、今後この内容を踏まえて町としても一定の判断をせざるを得ないと考えておりますが、ただ、今県内でいろいろな地域で試験焼却、本格処理をしておりますので、この中で町のほうで例えば一括集中管理しますとか町がすき込みをこのような形でしますというふうになると、ほかの市町のほうの処理に影響をさせてしまう可能性がありますので、その辺も十分踏まえながら対応方法を検討していかなければならないと考えております。以上です。

○委員長（山内昇一君） 千葉委員、よろしいですか。

次に。ほかに。村岡委員。

○村岡賢一委員 中止ということで、私的には町では正しい判断をされたのかなと。いろいろ今ラムサール条約登録されましたし、ASC、NSC、MSC、そういう環境を考えていかなければならない私たちの町では賢明なご判断をされたのかと評価したいと思います。

それにつけても、今各農家が保管されております汚染稲わら等ありますけれども、ここの中にありますが、一番最後ですけれども、牧草の相談した際に保管料として町が出すと言っていたのにこれまで何も特になかった、今後支出するということのような文言がございます。これらについて農家さんのいろいろこういう負担等もありますので、町にも東電の補償等もいろいろ支出するものがあるのであればやってこられたのか、それともこれなかったということは今までなかったのか。それをお聞きしたいと思います。

○委員長（山内昇一君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） 済みません。先ほど私の説明もこの部分、抜けておりました。

保管料に関しては今まで各農家に保管料として支出はしておりません。ここに書いてありますように、今後ですとかあとは過年度にさかのぼってというふうな部分ですけれども、過去の経緯も聞いたんですけれども、町として支出するというふうなことを記録としては残っていないんですが、恐らく当時東電の補償というふうな部分の中でその部分は東電が補償するのではないかというふうな、もしかすると話の中であったのかもしれません。ただ、現状、県内の各農家においてもこの保管料を支出というふうな部分を出していないのが現状。ただ、一部自分の土地ではなくほかの土地を借りて自分の牧草を保管してもらっている方に関しては保管料が出ているというふうな状況でございます。

○委員長（山内昇一君） 村岡委員。

○村岡賢一委員 私は町ではこれを払えという、払ったほうがいいのではないかということではなく、そういう事故だけに東電のほうにどこの福島も宮城もそうですけれども、そういう苦勞をされている農家がいっぱいあるわけなんです。これは当初から今言うのはちょっと遅いかもしれませんけれども、東電のほうにかけ合ってそういう汚染稲わら等保管している家庭には幾ばくかの代金払えというわけではありませんけれども、それなりの負担軽減のためにも東電が補償するべきではないかと今つくづく思ったんですけれども、そういう可能性というのはどうなんでしょうかね。

○委員長（山内昇一君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） そういった支出の、例えば要望ですとかそういう必要があるのではないかというふうな部分に関しては、東電との話し合いの中で決めていく部分でございますけれども、ただ、過去にさかのぼってというふうな部分に関しては非常に難しいのかなというふうな印象は受けております。ただ、今お話ししたとおり、どこの市町村も保管料に関して支出していないというふうな現状も踏まえて、ただ、農家のそういった苦勞というふうな部分も鑑みますと今後、例えばこの汚染牧草を処理する場合、当然各農家に手伝っていただくような部分がございますので、そういった際には例えば賃料、作業料というふうな形で町が何らかの形で支払うような仕組みというのは必要なのかなというふうには考えているところでございます。

○委員長（山内昇一君） 村岡委員。

○村岡賢一委員 私は町が払う前に今までは東電に補償ということで請求していなかったと思うんですけれども、ここに来て動きが出たときに初めて東電にかけ合うチャンスでもあると思うんです。これは意を強くして東電にしっかりと私はこの保管するなら保管する時期が来たというときに交渉する必要があると思う。少しでもいいですからかけ合ってとってください。お願いします。

○委員長（山内昇一君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） ちょっと言葉が足りませんでした。町が支払うというのは財源として東電の財源を使って人夫賃として支払うという意味でございます。申しわけございません。

○委員長（山内昇一君） よろしいですか。ほかにございせんか。及川委員。

○及川幸子委員 及川です。この契約取りやめたということですね。これは業務契約を処理委託

業務締結をしております。それは契約期間を変更契約までしています。それを取りやめたからにはここに何らかのペナルティーが生じないかということが1点。

それから、あのぐらい議会で同僚議員がこのことに対して反対していながらやらせてください、すき込みやります、大丈夫だからと言いながら決定したことに対して今、今度は中止。議会軽視も甚だしいのではないのでしょうか。きょう町長いないからですけれども、こういう大事なことを議会に報告もなしで中止ということになりました。いかがなものでしょうか、こういうことは。私は議会軽視だと思いますよ。さらにはこの相談、家庭訪問相談内容、これはいつ相談に出向いたんですか。9月に中止した後ですね。これは逆ではないかと思うんですよ。先に農家に行ってだからこういう中止、途中途中でそういうこと出てくるので、先にこういう農家さんに行って困ったことを聞いて、やるかやらないか議会に上げてくるべきではなかったのかなと思いますよ。先ほど聞いたら、中止の目的は皆さんに騒がれたからというような中止の条件が、原因が出てきましたけれども、後手後手に回ってからそういうふうになるのではないのでしょうか。先に農家さんの話を聞いて、そして町民の声を聞いていれば議会にも上がってこなかったのではないかなと思われるんですけども、その辺、どうでしょうかね。

○委員長（山内昇一君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） 1点目の契約、農業公社との契約の中でそれを中止にしたというふうな中でのペナルティーがあるのかどうかというふうな内容でございますけれども、私が発言してもいいのかわかりませんが、ペナルティーというのはないというふうに認識しております。ペナルティーというのは今後の補助事業がなくなるというふうなペナルティーというふうなこと……。

そういったさまざまな総合的な部分の勘案してのペナルティーというふうなところでございますけれども、実際農業公社が行っている仕事の内容に関しましては、各農家がよりよい経営、あとはというふうな部分の中での農業公社の仕事でございますし、各県内市町村、この汚染牧草の関係で非常に苦慮しているという中で、やむを得ずそういう状況になったというのは理解していただいているというふうなことで、中止というふうなことでございます。ただ、今後農業公社に対して協力をいただくような部分というのは今後も多々出てくるという中で、その辺の相談をしている中では特にそういったペナルティーとかそういった部分の発言というのはないというふうな状況でございます。

2点目でございます。議会軽視ではないかというふうな発言がございました。その部分に関しましては私の、町長が出席していない中で私の口からはなかなか発言は難しいのかなという

ふうなところでございます。

処理が後手後手に回っているのではないかというふうなことの中では、本来大盤平へのすき込みというふうなことで事業が進んでいたというふうな中で、それが中止になったということで、それでは改めて農家のほうに意見を聞きましょうというふうな部分になったというふうな順番でございます。及川委員お話しするような順番で物事が進めば、もしかすると事態は好転したのか、それともどうなったのかというのは読めない部分はございますけれども、いずれ丁寧な対応、相談、あとはそういった訪問というふうな部分は改めて今各農家を回った段階では当然必要だったなというふうな感想は持っているところでございます。

○委員長（山内昇一君） 及川委員。

○及川幸子委員 今そう感想を話されたんですけれども、これをもっと30年ではなくもっと28年から動き出してから忙しいのはわかりますよ、復興事業で忙しいことは。もっと早くすき込みする前に農家さん16件でしょう。16件、ほだ木14件、合わせて30件でしょう。30件をもっと丁寧に早くから歩いていけば何も議会にかける必要もなく、展開が別になっていた可能性もあると思いますよ。だれ、議会、議会にかけてからお願いして、今度は中止になったなんておかしい話ですよ。もっと早くから事業すべきだということです。

それから、この水質検査の結果が3カ所と2カ所ありますけれども、在郷と北上地区。これは水質検査の結果どうだったのか。それから、宮城県が実施した濃度再測定、そのした結果と現在のその濃度がどうなのか。その辺、わかっている範囲でお答えください。

○委員長（山内昇一君） 振興係長。

○農林業振興係長（工藤明広君） それでは、水質検査をさせていただいた内容についてお話をさせていただきます。ことしの7月31日、すき込みを先行処理しますよという前に大盤平そのものから流れている水質の放射性濃度、どれぐらいあるのか前もって確認しておく必要があるだろうということで7月31日に3カ所で確認しております。在郷、慈眼寺の奥の沢、トサ沢林道の奥で1カ所、そしてもう1カ所が採石場のもっと奥のほうの上流のほうで採取しております。この3カ所からヨウ素、セシウム等は一切検出されておられません。そして、北上地区の2カ所で、これは石巻市側から要請をされて当町のほうで水質検査をさせていただきました。鮎川等々のその川で2カ所から検出をしております。8月30日ということで、この2カ所からもヨウ素、セシウム等の値は一切検出されていないという結果でございました。以上です。

○委員長（山内昇一君） 及川委員。

○及川幸子委員 私聞いているのは28年の宮城県が実施している8月にセシウム濃度と、それか

ら7月26日先行処理箇所放射性濃度測定26日にしているこの保管場所のこの間に2年という空間があるので、その変化があるのかなということをお伺いしたかったんです。もちろん、水質検査はすき込みする前だから出てくるわけがないと思うんです。すき込みした後と前との検査だったら対象対比ができるんですけれども、その濃度、28年8月県がやった濃度と今度やった7月26日にやったその測定濃度、それが30年と28年だから2年の開きがあるからそこで濃度がどのくらい変わっているのか、分析できているのかということです。

○委員長（山内昇一君） 振興係長。

○農林業振興係長（工藤明広君） 大変失礼しました。平成28年に汚染牧草、稲わら、ほだ木の保管農家の方々の保管している各それぞれの部分の放射性セシウム濃度について検査をしております。これは宮城県で実施しておりますが、その後、当町で再度検査した事実はございません。ただ、今回の先行処理の保管牧草をクリーンセンターに一時保管しておりましたが、これを保管していたものを各フレコンバッグごと10袋、その各濃度はとらないといけないだろう。そして、大盤平にすき込むときの土壌、草の部分で検査を実施しております。

済みません。再度町で保管している農家全ての濃度を確認はしていなかったということになります。以上です。

○委員長（山内昇一君） 及川委員。

○及川幸子委員 確認していなかったということですが、これはまずいですよ。大盤平にすき込みすると言いながら今度は濃度も測定してないなんて、濃度していないんですね。

○委員長（山内昇一君） 振興係長。

○農林業振興係長（工藤明広君） 済みません。ちょっと説明が、済みません、申しわけございません。うまく説明できませんでした。

今回、今保管農家にある汚染牧草等については28年度に宮城県が実施しましたが、これを全てやるというのは本格処理の前には必ず検査すべき事項ではありますが、今回は先行処理だけを先行して濃度を検査させていただいたということになります。

10袋の検査をそれぞれさせていただきました。持ってきた、保管農家さんから持ってきた段階でそれぞれの袋に入れていますので、前回28年に検査したものと同じものを検査したということではないものですから、一概に確認はできませんが、袋で言いますと大体1袋から8つの袋に関しては100ベクレル、200ベクレル程度の濃度ということになります。そして、1つ、2つの袋、フレコンバッグ2袋なんですけれども、これについては600から900ぐらいのベクレルは出ております。採取したところの部分の濃度が高かったのかなとも感じておりますが、すき

込みをする際にはこの2袋は必ず除いてすき込みしようということでの決定はなされておりました。以上です。

○委員長（山内昇一君） 及川委員。

○及川幸子委員 10袋のうち8つは100から200ということは、農家さんに残っているものについてもそのぐらいのものがあるだろうと推定されます。ましてや2つは高い600から900までのものも可能性としてはあるのかなという推測いたします。そうした点から見ても中止したことは騒がれるまでもなく中止したことは町にとってもよかったのかなと思われかもしれませんが、中止したから言うわけではないんですけれども、こういう相談などは事故があつて間もなく忙しい中であつてもやるべき、早くからやるべきであつたということは皆さんもそれを承知してこれからは仕事に取り組んでいただきたいと思います。終わります。

○委員長（山内昇一君） 答弁はいいですか。では、農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） 今後につきましては、できるだけ早い段階で処理方針というのは決めなければならないというふうなことは思っております。その際にも農家への丁寧な説明、あとは周辺住民への説明というふうな部分は丁寧にやっていきたいというふうに考えております。

○委員長（山内昇一君） 今野委員。

○今野雄紀委員 今野です。先ほど前委員の発言で議会軽視などということも出ました。私も再考の発言などをしたこともあり、舌足らずな発言で結果を残せなかった。そういう自分がいたもので、複雑な気持ちで今聞かせていただきました。そこで質問なんですけれども、第1点目は保管料に関して、先ほど東電、国からは出ていないというそういう答弁ありましたけれども、ほかの自治体でも出てないというそういう答弁もありました。そこで1点だけ確認したいのは、ちなみに女川町あたりでも牧草あつたかどうかちょっと資料きょう持ってこなくてわからなかったんですけれども、女川でも出ていなかったのかどうか、まず1点伺いたいと思います。

第2点目なんですけれども、中止の決定ということで定例会前だったということなので定例会で決定のありました、なされたわけなんですけれども、この説明を見ますと2月2日に農家の方たちへの説明、そして2月20日に地域の住民の方への説明会、同じ日に業務の締結がなされています。ちょっと忙しかったというかどうかどういった状況だったのかこの点と、あと中止の決定の主なポイントなんですけれども、どういったことが決定する上で一番決定、中止の決定の要因になったのかということで、先ほど説明、水源への影響、地元住民への影響という説明があつ

たんですけども、農家の方たちは結構な数いるんですが、地域住民の方たちは在郷は今何人も住んでいないわけなんですよね。そこの方たちなのか、それとも戸倉地区の方たちだったのか。たしか、説明会にも20日の説明会も私記憶では数人、四、五人しか行かなかったというそういう説明も受けていまして、そこのところをどういった例えば地域住民数人の何らかのアピールがあったのか。そこのところを詳しくお伝えというか聞ければお聞きしたいと思います。

3点目は、中止になったということで、たしか議会での処理に関する補正予算がとられていたと思うんですけども、300万円、150でしたか。300万円、今回のすき込みに対してのその予算がこの後どうなのか。そのまま年度中に使い切れるのか、もしくはどのように考えているのか。

4点目、先ほどさきの委員の説明というか最後の答弁でもあったんですけども、今後のこの処理方法、係長のほうからはほかの自治体との絡みもありいろいろ検討しているということですけども、処理方法としては今回、前回検討したすき込み、焼却の部分は完全にないのか。もしくは別の方法で一括保管という方法もあると思うんですけども、そういった可能性等も伺いたいと思います。

最後、5点目なんですけれども、今回の稲わらの処理の最終期限というのがあるのかどうか。先ほどの説明からすると、ほかの自治体との絡みの予定というのもあったので、もしわかりでしたら近隣の自治体がどれぐらいに処理が終わるのか、その点伺いたいと思います。

○委員長（山内昇一君） 振興係長。

○農林業振興係長（工藤明広君） それでは、私から1番目の女川の状況ということでお話をさせていただきますと思います。現在、女川でどれぐらいの牧草の保管がされているのか。今、当課のほうには情報としてはないのが現状でございます。大きい広域行政事務組合とか登米市さんとか気仙沼市さん、そういったところの情報は若干いただいて、ニュース等とかでもわかっているものの、申しわけございませんが、女川町は確認をできていないというところになります。

あと、補助金の部分で私からお話をさせていただきますと思います。今回、平成30年の当初予算で前年の繰り越し事業ということで103万円程度繰り越しをさせていただいているかと思えます。この部分というのが、農業振興公社のほうに委託をしてというところになるんですが、この補助金というのが別途歳入で環境省のほうから直接入ってきます。環境省との話をさせていただいた中では、今回処理ができていないというところになりますので、汚染牧草の部分については補助金の対象外、30万円以下のほだ木の先行処理分については補助金の対象とい

うことで、今後そういった対応をしていくことになるかと思えます。なので、歳出のほうで予算をとっている委託料の部分については、中止したことに伴う農業振興公社との精査をしながら処理しなかった分、余計に、例えば大盤平からまた牧草を持ってくるとかそういった今まで予定されていなかった部分の経費等を勘案して最終的に金額が確定するものということになりますが、汚染牧草に関する経費については町単独経費ということになることとなります。ということで、私からは以上とさせていただきたいと思えます。

○委員長（山内昇一君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） 私のほうから2点目に質問ございました中止の決定の部分でございます。資料の1ページ目の30年2月2日、入谷公民館で説明会で、20日に役場、あとは戸倉公民館での説明会で、同日に委託業務締結というふうなことでございまして、この数字、日程に関しましては間違いはございません。その経緯につきましては、今手元に資料がございませんのでお答えできかねるというふうなところでございます。

中止の決定のポイント、要因はということだったのかというふうな部分に関しましては、先ほどお話ししたとおり、地域住民の反対の声が強まった。その理由としてはお話ありましたように、その水源の問題というふうな部分もあったのかなというふうなところでございます。

4点目にご質問ございました今後の処理方針というふうな部分の中で、お話ありましたように、当町焼却施設ございませんので焼却というふうな部分の処理というのは恐らくないというふうな考えております。残りの処理方法というふうな部分に関しましては、確かに方法に関しましては絞られてくるのかなというふうには考えておりますけれども、その辺は近隣市町村の状況も勘案しながら今後決定していきたいなというふうな考えております。ただ1点、発言でもありました一括保管というふうな部分に関しましては、保管に関しましては処理ではないというふうな見解でございます。したがって、一括保管というふうな内容もそれは考えていないというふうな状況でございます。先ほど、近隣市町村の状況というふうなお話をしましたけれども、先ほど係長のほうから各近隣市町村、いろいろな処理方法の中で現在進めているというふうなことの中でそういった部分が今先行して他市町村やっている中で、そういった成功例等も見ながら今後検討するんですけれども、実は来週、県の廃棄物対策室のほうで当町に参りましてそういった今後の処理方針について検討する予定であるというふうなところでございます。

最後の質問でございましたその処理に関しまして最終期限というのがあるのかというふうな話ですけれども、現状ではそういった期限はないというふうなところでございます。

○委員長（山内昇一君） 今野委員。

○今野雄紀委員 第1点目、保管料に関してなんですけれども、女川の部分はわからないとなったんですが、もし例えば女川で支払われていたら先ほど前委員も言ったようなさかのぼってでももらうように、もらうというか請求するような東電が払っているようで……。女川町の話を知っているの、わかります。今ちょっと隣の方のあれで済みません。これは東電のことなので、女川はただ原発があるのでそれでなくてもいろいろ恩恵と言ったら失礼なんですけれども、補助金等原発関連のあれがあるわけなので、そういったことも確認する必要があるのではないかと思います。

第2点目の中止の決定なんですけれども、先ほどどういったポイントかと言ったら課長住民の声という答弁あったんですが、説明、住民への説明会初め当日ですよ。そしてその日のうちに契約となる。そういう本来ならこれが形だけでも最初住民のほうに説明というか今回のことで住民への説明ということが大変重要だと思うので、この住民への説明をどのように進めていくのか伺いたいと思います。

第3点目の中止の補正の予算なんですけれども、課長なんか補助金のほうのあれしましたが、すき込みをしないということでそれは補正の分はまた戻されるのか。補正の補正があって戻されるのか。その点を伺いたいと思います。

4点目、今後の処理方法なんですけれども、焼却の可能性はないという答弁で、それで私聞いた一括保管というのは保管は処理ということには当たらない。そうすると、おのずとまた残された処理方法はすき込みということになると思うんですが、このすき込み以外にも処理ということに値する処理方法はあるのかどうか伺いたいと思います。

5番目の最終期限はないということなんです、町としては今のところ難航しているようなんですけれども、どれぐらいまでに処理をすることを目的としているのか。その年度を教えてくださいたいと思います。

○委員長（山内昇一君） 農林振興係長。

○農林業振興係長（工藤明広君） それでは、女川の関係についてお話をさせていただきたいと思います。こちらの保管料をさかのぼってもというお話でございましたが、これは宮城県のほうにそういった事例はあるんでしょうかというご相談をさせていただいた中で、県では把握していない、そういう支払った事実も聞いてはいないというお話でございましたので、女川だけということではちょっと確認はできていませんが、その話を受けて一律の対応で県内やっているものですから、私どものほうでは保管料は支払っていないものと思っております。なお、汚染牧草等の処理、採草地の除染等々については東電のほうからもう既に賠償というような、賠

償金という形で支払われているとお聞きしておりますので、それ以降の保管の部分については県内では支払われていないというところになります。

あと2点目、補正の補正はないのかということなんですけれども、現在30年度当初予算で計上させていただいている委託料については、これを上回らない形で精算をして、繰り越しのお金ですので補正というものはできないはずですので、その計上されている金額をもって今後の処理に当たりたいと考えております。以上です。

○委員長（山内昇一君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） 処理方法に関してでございますけれども、方法としてはすき込み及び堆肥化というふうな方法、現状ではです。現状ではその2つしか処理という部分ではないというふうに考えておりますけれども、先ほど申し上げましたように、他市町の状況を見て、もしかするとですけれども、うまくいった事例があればそういった中で圏域を越えた部分での処理というのが可能になる可能性はあるのかなど。非常に低い可能性ですけれども、そういった可能性も捨て切れないというふうな部分もございます。そういった意味で、もうちょっと様子を見てみたいというのが正直なところでございます。いずれにしても、そういった小さな可能性も含めまして来週、廃棄物対策室が来庁いたしますので、お話を聞くというふうな状況でございます。その処理に関しましていつまでやるのかというふうな部分に関しまして、先月各農家の意見聞いたばかりですので、そういった意味で町長等と相談しながら今後また各近隣市町の動向も踏まえて決定をしていく。最終期限というのは、先ほどないというふうなお話しましたが、いずれ何らかの方法で早期にこの部分は解決していきたいという部分は我々も含め皆さん思っているところでございますので、何とか処理のほうは早目に進めていきたいというふうなところでございます。以上です。

○委員長（山内昇一君） 今野委員。

○今野雄紀委員 まず第1点目の保管料に関してなんですけれども、県では確認していないということですが、できれば今度来庁する方、係の人にでも女川の部分はどうかもし確認できるようにしていただきたいと思っております。しつこいようですけれども。

第2点目というか、中止の決定の部分に何か答弁なかったようなんですけれども、私再三から聞いているんですが、今回の中止を決定した本当のポイントというかそういった部分を確認していかないと今後すき込みで処理する場合の地域住民への説明がかなり慎重を要するというか納得いくまで説明して上げないと前回のような締結する当日地域住民の方に説明5人にするようでは同じようなことが繰り返される懸念があるので、そのところを住民説明会をどのよ

うにするのか。逆にし過ぎると処理できるような承諾を得られないというそういう懸念もあるので、その兼ね合い等もお伺いしたいと思います。

4番目、今後の処理方法なんですけれども、すき込み考えるに先ほど圏域を越えた処理ももしかするとそういう可能性の答弁あったんですが、そこでそれとは関係なくお伺いしたいのは圏域というあれが出ましたので実は水界峠のトンネルの中に旧トンネルの中にある部分は全部隣の自治体さんで処理するのかどうか確認できていたらお願いしたいと思います。

あとは最終期限等は来週来る県の方たちの協議によってからだと思うので、以上、お伺いしたいと思います。

○委員長（山内昇一君） 振興係長。

○農林業振興係長（工藤明広君） 1つ、私のほうから中止の部分でいうところで、確かに最終的には地域住民の意見というのが非常に強くなったというのはございますが、以前からもいろいろな関係団体等からも不安の声は寄せられていたということがございます。ASCアマコログキ等の認証等もございますし、FSCの関係、そしてイヌワシの繁殖地のところ、そしてあそこのトサ沢林道の部分については宮城県のふるさとみどりの道になって海のビジターセンター等々の方々も散策に訪れているというところもあって、いろいろな方面からの不安の声、どうにかならないかというお話がございました。その中でそういった地域住民のお話があった、そういう不安、強く寄せられたということで再度、最終的に確認して中止に至ったというところになります。

次の水界トンネルの部分の汚染牧草等についてなんですけど、こちらのほうは登米市の部分の汚染牧草等がほとんどということになりますけど、当町の農家さんも何件か入っていると伺っております。ただ、ここの部分については8,000ベクレル以上ということで一般廃棄物ではございませんので、国直轄の管理というところになっておりますので、現状は当町ではわからないというところになります。私からは以上となります。

○委員長（山内昇一君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） 中止の決定のポイントという中で、今後の兼ね合いもあるという部分の中でのご質問がございました。大筋では今係長の言ったとおりの説明でございます。前回、議会でも町長お話ししたとおり、地域住民の反対の声が強くなったというふうな部分が一番の中止のポイントなのかなと。済みません、私の立場で中止の要点というかポイントを言うのはこれぐらいしか私の立場では発言できないというところです。

○委員長（山内昇一君） 今野委員。

○今野雄紀委員 課長の答弁はそういったことで。それで、最後1点伺いたいのは、今後すき込みという処理方法で検討していくということでしたら、今回の戸倉地区は先ほど言ったようないろいろな環境省その他絡みの部分でしたけれども、そういった思いからすると当町全域から見てみちのくトレイル等も通っている関係、それとあと以前副町長議事録、前回私出られなかったので議事録確認させてもらったら、副町長町内分水嶺でどうのこうのというそういう答弁ありました。そこから少し考えていくと、果たしてすき込みのできる場所というか地域住民がはいどうぞという部分があるのかどうか。そこをしっかりと検討していかないと数名というか家が五、六軒しか建っていないようなところの地域の住民の方の強い反対及びそのほかにも関係環境団体のあれもあつたんでしょうけれども、多分ポイントはその地域住民の声だと思っています。ちなみに、議員の声ではなくそういった思いからも今後難しいこのすき込みの処理方法になると思うんですが、どういった感じで対処というかこれからの処理する意気込みみたいなものをこの委員会で確認させていただいて終わりたい。何分現場担当はきょうみえている係長と課長なんでしょうけれども、そこには一番トップの考えもしっかり確認しながら進めていくことを確約できるかどうか伺いたいと思います。

○委員長（山内昇一君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） ただいま今野委員からもお話あったように、当町全て分水嶺、当然当町で降った雨は全て当町に流れ込むというふうな中で、すき込みをしても、いずれどこですき込みしても同じであるというふうな部分、これが今回の問題の非常に難しい部分でございます。ただ、この関係につきましては確かに難しいんですけれども、ただ、処理はしなければならないというふうなジレンマの中でこの場に立っているわけなんです。結局、イメージの問題とかというふうなところが非常に大きいのかなというふうに考えております。冒頭でも説明しましたけれども、現状400ベクレル以下の汚染牧草についてはほぼ健康に影響はないというふうな結果が出ているというふうな状況でございます。ただ、当町その環境に配慮したというふうな部分の中での処理というのはただ確実にしていかなければならないというふうなことでもございますので、繰り返しになりますけれども、いろいろな各国県の知見、あとは近隣市町村の動向、それも踏まえて処理方法に関しましては考えていかなければならない。いろいろな方法という部分があればいいんですけれども、ないというふうな状況の中で、ただ、先ほど可能性というふうな部分でお話ししたのがひとり歩きすると困るんですけれども、例えばという意味で近隣市町村の処理方法等がうまくいった事例があるのであればそういった部分も含めて、先ほど圏域を越えたというふうな発言をいたしましたけれども、もしかすると今2つぐ

らいしかない可能性が3つになったり4つになったりしていく可能性もあるのではないかなというふうな部分でございます。

いずれ、処理に関しては当町で出た汚染牧草は当町で確実に処理しなければならないというふうなことでございます。

○委員長（山内昇一君） ほかにございせんか。後藤委員。

○後藤伸太郎委員 済みません、お疲れのところ。短く。先ほど今野委員の質問の中で住民の説明会の日に契約していますよねと。住民説明会は朝やったんですか。夜でしょう、きっと。契約は先ということですよ。そういうその住民合意とらなければならないと言っているのに先に契約して、その後に住民合意というのはおかしいよねという話があったと思うんです。そこに対しての答弁がなかった。そういうことは二度といたしませんと言っていたいたいたいですけれども、いかがですか。

それからもう1点は、引き続き保管やむなしという意見が入谷の農家さんに多かった、これはありがたいことでもありますけれども、であるならば、保管の状況はせめて改善してほしい。ビニールが破れている、汚染牧草が腐っている。腐っているということはそこから何か有害な物質が流れ出しているかもしれないという不安にさいなまれながら、でもほかに処理する場所がないのだったらうちで引き受けますよと言ってくさっているのであれば、そのビニールをかえるとかもっと処理の保管の方法を整えてあげるとか、そういったことを町の予算でやるのか国の予算でやるのか東電の予算でやるのかわかりませんが、そういう働きかけはすべきだと思いますが、できませんか。

○委員長（山内昇一君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） 済みません。答弁が漏れておりました。申しわけございません。住民説明会20日にやって20日に契約というふうな部分に関しましては、もう一度確認します。私もこの契約方法は個人的にもおかしいというふうに考えております。確認いたします。もし、本当にそうであればこういうことはないような形で今後注意していきたいというふうに考えております。

保管状況につきましては、冒頭でお話ししたとおり、各農家、雨が入らないような場所での保管、あとは野ざらしでの保管というふうなことで、非常に保管状況、ばらばらになっているというふうなのが現状というふうなことをお話しいたしました。保管方法に関しましてそういった部分、整えるような形で今後県国と協議していきたいというふうに考えておりますし、その保管方法の財源につきましても要求していくというふうなことで状況を説明しながら国県を

説得していきたいと考えております。

○委員長（山内昇一君） よろしいですか。

それでは、少し暫時休憩いたします。

調べてくるんですか。（「各農家の保管状況については確認しておりますので、その……。済みません、一番最初の2月20日の件ですね。済みません。それでは確認してまいります」の声あり）

ただいま4時に報ぜんとしておりますので、再開いたします。

時間延長についてお話しします。4時に近いので、少し時間延長しますので、よろしいですか。（「終わるまで」の声あり）

終了まで延長します。お願いします。

休憩とします。

午後3時52分 休憩

午後4時03分 再開

○委員長（山内昇一君） それでは皆さんご着席いただいておりますので、再開をいたします。

農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） 先ほど議論ございました汚染廃棄物の先行処理に係る契約日等の関係でございます。昨年度の資料を確認してまいりました。この30年2月20日の契約で間違いございませんでした。同日に戸倉公民館で説明会も行っているというふうな内容でございました。

当時の部分の書類等も見せていただいたんですけれども、経過につきましてはこの戸倉公民館での2月20日に行った説明会、これは本来であればもっと前の、この日程ではなく20日以前の日程で行う予定だった。ただ、これがおくれて20日になってしまったというふうな部分でございます。契約日なんですけれども、これに関しましては29年度の事業でございますし、これが30年2月というふうな非常にその年度に契約するには非常におくれた契約の状況であったというふうに思うんですけれども、これに関しましては恐らく事務手続きがおくれたというふうなことの中で、次年度への繰り越しもしなければならないというふうな部分でたまたまこの日程になってしまったのかなというふうなことでございます。事務処理としては非常に余りよくない事例であるというふうに私自身も考えております。今後こういったことのないような形で事務処理はしていきたいというふうに考えてございます。委員ご指摘のように、たまたま住民説

明会の日程、あとは契約の中で恐らくこの契約に関しましては中身自体は既にといいますか次年度に行うというふうなことの中で20日に契約をしているんですけども、事業実施自体はもっと後の日付というふうなことの中で事務処理的には非常にまずい処理の仕方だったなというふうに思っております。

大変申しわけございませんでした。

○委員長（山内昇一君） よろしいですか。

ほかにございませんか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、以上で放射性物質汚染牧草の処理事業についての質疑を終わります。

ここで当局の皆さんにご退席していただきます。

それでは、まず初めに災害公営住宅での修繕を要する箇所について今後の進め方について委員からご意見を伺いたいと思います。

本件につきましては既に対応した部分、今後の対応方針等が示されました。他の災害公営住宅でもこうした事案が発生する可能性がございますので、必要に応じて適宜調査依頼事項として取り扱いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山内昇一君） 異議なしと認めます。それでは、そのように取り扱いたいと思います。

次に、放射性物質汚染牧草の処理事業について先ほどから当局から説明を受けましたが、今後の調査に関して委員のご意見を伺います。今野委員。

○今野雄紀委員 現段階では今後の処理方法を……。先ほどの調査では今後の処理方法がまだ未定というか進めていくということなので、あらかじめ方向性なりなんなり決まった時点で継続の調査をしたほうがいいのではないかと思います。なお、来週にも何か県が来て打ち合わせとどうか検討するらしいですので、そこのところをお願いしたいと思います。

○委員長（山内昇一君） ほかに。ないですか。（「なし」の声あり）

それでは、ただいま決定いたしました継続審査ですか、要望ありました継続審査について、次回調査を進めてまいりたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山内昇一君） それでは、そのように取り進めることにします。

お諮りします。次回の特別委員会の開催は議長・正副委員長に一任していただきたいと思

ます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山内昇一君） 異議なしと認めます。よって、次回の会議はそのように取り進めることといたします。

次に、その他として委員から特別委員会についてご意見があれば伺います。ほかになければ、以上で本日の会議を終了したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山内昇一君） 異議なしと認めます。よって、以上で東日本大震災対策特別委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

午後4時11分 閉会